

◎新潟県選挙管理委員会告示第7号

新潟県の区域において新潟県知事選挙が、上越市の区域において新潟県議会議員上越市選挙区補欠選挙が、南魚沼市南魚沼郡の区域において新潟県議会議員南魚沼市南魚沼郡選挙区補欠選挙が、行われることに伴い、この告示の翌日から当該選挙の期日までの間、新潟県、上越市及び南魚沼市南魚沼郡の区域においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職のための署名を求めることができない。

平成30年4月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎